

# 大同介護医療院 入所・(予防) 短期入所 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

名 称	社会医療法人 宏潤会 大同介護医療院
開設年月日	2025年3月1日
所在地	〒457-0818 愛知県名古屋市中区白鳥町40番地の2
電話番号	052-611-8605
FAX番号	052-611-8909
管理者	施設長 尾上 公一
介護保険指定番号	大同介護医療院 (23B1200020号)

## 2. 施設目的と運営方針

社会医療法人宏潤会が開設する大同介護医療院は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。

長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力 に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## 3. 施設の職員体制（Ⅱ型介護医療院）

職 種	配置数 (常勤換算)	職務内容
管理者(施設長)	1	職員を指揮監督し、施設の管理・監督
医 師	1	入所者の病状及び心身の医学的対応
薬 剤 師	0.1	入所者の薬剤管理業務
看 護 職 員	5	適切な看護等サービスの提供
介 護 職 員	5.6	適切な介護等サービスの提供
介護支援専門員	0.3	入所者の介護計画作成
リハビリ職員	2.4	機能回復訓練等サービスの提供
管理栄養士	0.6	栄養管理等サービスの提供
事 務 職 員		施設の事務等に従事

4. 入所定員（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を含む） 30名

5. 主な職員の勤務体制

施設長（医師）・支援相談員・事務職員・リハビリ職員・管理栄養士等：

月～金） 8：30～17：00 土） 8：30～14：00

看護職員：日勤 8：30～17：00 夜勤 16：00～9：00

介護職員：日中 7：00～19：00 の間で交代勤務 夜勤 16：00～9：00

6. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

入所者様の直面している困りごと等をアセスメントし、入所者様の希望を踏まえて、施設サービス計画を作成します。その施設サービス計画に基づいて、安心して療養生活が続けられるよう支援します。

② 医学的管理・看護・介護

医師による医学的管理の下、24 時間体制の看護を行います。症状に応じ診察治療を実施しますが、当施設で行うことのできない検査・処置・治療が必要になった場合は、協力医療機関を受診していただきます。入所中は原則として他の医療機関で治療を受けることはできません。ご希望の方は医師・看護師までお尋ねください。

③入浴

一般浴槽又は特別浴槽にて週に最低 2 回ご利用頂きます。ただし、入所者様の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

④排泄

心身の状況に応じて適切な排泄支援・介助を行うとともに、排泄の自立の可能性について、検討します。おむつを使用する方に対しては、定期的な交換を行います。

⑤離床・着替え・整容等

入所者様の心身の状況に応じて、できる事に関しては見守り、介助が必要なことに関しては適切な支援を行います。シーツ交換は、週 1 回定期交換を実施します。

⑥機能訓練

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により入所者様の状況に適した機能訓練を行い、機能の低下・防止に努めます。

⑦栄養管理等の栄養状態の管理

心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

⑧生活リズム、生きがいがづくり、日々の楽しみ等

入所者様の心身の状況にあわせて、可能な限り離床に配慮しながら、入所者様ひとりひとりの生活リズムを整え、レクリエーション等で楽しみや生きがいをもって過ごせるよう支援します。

⑨その他

## 7. 各サービスの利用料金

各サービスは、別紙利用料金表のサービス内容のとおり実施します。また利用料金については、利用料金表の料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額をお支払いいただきます。退所時等に関わる加算に関しては別紙をご参照ください。介護保険法改正や消費税増税に伴い利用料金に変更になることがあります。

看取り期におけるターミナルケアマネジメント加算については「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行います

### \*支払い方法

利用料のお支払いは口座振り替え又は振り込みにてお願いいたします。詳細は別途説明いたします。

## 8. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

緊急やむを得ない場合とは、①緊急性がある（利用者本人または家族、他の利用者、職員などの生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いと考えられる）場合、②非代替性の確認ができる（身体拘束その他の制限を行う以外に代替する介護方法がないと考えられる）場合、かつ③一次性（身体拘束その他の行動制限が一時的であること）を満たす場合です。この場合、施設管理者または安全管理委員会はその判断の妥当性を検討し、妥当と判断した場合は、担当医・看護師／介護職員が、拘束の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を診療録に記載する事とします。

## 9. 虐待防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### ①虐待防止に関する担当者を選定しています

虐待防止に関する担当者：施設長 尾上公一

### ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています

### ③虐待の防止のための指針を整備しています

### ④従業者に対して、虐待の防止のための定期的な研修を実施しています

### ⑤サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します

## 10. 協力医療機関

サービス利用中に利用者の状態が急変した場合には、下記医療機関で診察を受けていただきます。

名 称	社会医療法人 宏潤会 大同病院
所 在 地	〒457-8511 愛知県名古屋市南区白水町9番地
電話番号	052-611-6261

名 称 社会医療法人 宏潤会 だいどうクリニック  
 所 在 地 〒457-8511 愛知県名古屋市南区白水町8番地  
 電話番号 052-611-6262

◇ なお、緊急の場合には、緊急時の連絡先に連絡します。

#### 11. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとします。

- ・施設医の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ・当施設は利用者の家族等利用者又は契約者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### 12. 職員への迷惑行為について

職員への暴言・暴力・ハラスメント行為・ストーカーなどの迷惑行為により、退所やサービスの中断、契約の解除を行う場合がございます。お互いの信頼関係を築く為にもご協力をお願いいたします。

- ・暴力または乱暴な言動（物を投げつける、服を引きちぎる、怒鳴る、奇声、大声を発するなど）
- ・セクシャルハラスメント（従業員の体を触る、腕を引っ張り抱きしめるなど）
- ・従業員の自宅や住所や電話番号を聞く、ストーカー行為など

#### 13. サービス利用に当たっての留意事項

- ・個人情報の開示制限がある方は申し出ください。  
入所中の利用者の様子を写真又は動画にて撮影しご家族へ定期的に提供いたします
- ・一般入所の方：施設の許可なく他の医療機関に受診された場合、医療費は利用者のご負担になります。
- ・利用者の安全のために見守り機器等を必要に応じ使用いたします。利用者へ調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします
- ・飲酒、喫煙、火気の発生する機器類やペットの持ち込みは厳禁です。
- ・持ち込み品については事前にご相談下さい。  
\*眼鏡、義歯、補聴器、腕時計、指輪等の破損、紛失に関して施設では一切責任は負いかねます。
- ・金銭・貴重品は預かりません。また、紛失、盗難等の責任は負いません。
- ・利用者の病状急変時等の緊急時には速やかに連絡を行います。定期、緊急時、急変時の病院受診は原則ご家族の付き添いをお願いします。急を要する場合に限りご家族の来所前に当施設職員が大同病院救急センターに搬送することがあります。
- ・かかりつけ歯科受診（通院、訪問診療）を希望の際は相談室までお伝えください。必要な書類を記入して頂きます。
- ・訪問マッサージ等は当施設では実施できません。

- ・不穏等で施設での集団生活に支障をきたす場合は転院・退所していただくことがあります。
- ・宗教の勧誘、営利行為、特定の政治活動は禁止します。
- ・食事の提供時間（朝食 7：30～、昼食 11：30～、夕食 17：30～）
- ・食事は食物アレルギーに対応した食事の提供ができない場合があります。
- ・短期療養入所の送迎範囲（南区、緑区、東海市）その他の地域は相談に応じます。
- ・利用者、職員に感染症蔓延が認められる場合には感染拡大防止の為、営業を一時制限することがあります。
- ・提供するサービスの第三者評価の実施はありません

#### 14. 非常災害時対策

自然災害、重大事故が発生した場合は、職員一同、利用者の安全を第一に考えて行動します。各部門の責任者の指示に従って行動してください。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、自動火災報知設備
- ・防災訓練 年2回

#### 15. 電磁的方法について

サービス契約書については電磁的記録にて契約を締結します。また、電話以外にも電子メールでの連絡をする場合がありますので、電子メールアドレスを契約時に記入していただきます。希望がありましたら入所時の利用者の動画や写真をメールにて添付することもできます

#### 16. 要望及び苦情等の相談

施設をご利用頂くにあたって困りごとがございましたら遠慮なくお申し出ください。ご意見・ご希望がございましたらお気軽にお寄せ下さい。

- ・大同介護医療院 業務科長 庄村和子 (052) 611-8635
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 苦情調査係 (052) 971-4165
- ・名古屋市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険指導係 (052) 972-2592
- ・知多北部広域連合 事業課給付係 (052) 689-2263
- 東海市高齢者支援課 (052) 689-1600
- 大府市高齢障害支援課 (0562) 45-6289
- 知多市長寿課 (0562) 36-2652

#### 17. その他

介護に関する相談やお問い合わせ等につきまして随時対応いたします。

職員に対するお心付け等は一切お受けしておりません。ご了承ください。

大同介護医療院 事務所 電話：052-611-8605（代表）

## 重要事項説明書・ 個人情報取り扱いに関する同意書

年 月 日

本書面（重要事項説明書）の内容を証するため、本書2通を作成し、利用者、等施設が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

別紙（個人情報の取り扱いに対する通知）の内容を同意したものととして署名します。

指定介護老人保健施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書・個人情報取り扱いについての説明を行いました。

大同介護医療院 担当者 ( )

私は、本書面に基づいて上記職員から重要事項、個人情報取り扱いについて説明を受け、指定介護医療院サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名 ( )

保証人氏名 ( )  
身元引受人氏名

【 氏名及び写真の掲載について 】 ※いずれかに○をつけて下さい。

① 施設内での名前及び写真の掲載

( 可 ・ 不可 ・ 写真のみ可 ・ 名前のみ可 )

② 施設広報誌またはホームページ等での写真の掲載

( 可 ・ 不可 )